

## 社会福祉法人山口県共同募金会顕彰規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、共同募金運動に顕著な功績のあった者及び団体に対する表彰並びに篤志寄付者に対する感謝について必要な事項を定めるものとする。

### (表彰の対象)

第2条 この規程による表彰（以下「表彰」という。）の対象は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 奉仕者で奉仕活動年数が5年以上にわたりその功績が顕著なもの
- (2) 奉仕団体で奉仕活動年数が5年以上にわたりその功績が顕著なもの
- (3) 従事者で次の条件に適合し共同募金運動の推進に多大な功績があったもの
  - ア 山口県共同募金会の役員、評議員、配分委員又は山口県共同募金会会長（以下「本会会長」という。）が特に認める者でその在任期間が10年以上にわたるもの
  - イ 山口県共同募金会の職員又は共同募金委員会の職員でその在職期間が10年以上にわたり、かつ、年齢が40歳以上のもの

### (表彰の方法)

第3条 表彰は、本会会長が山口県総合社会福祉大会において、表彰状及び記念品を贈呈して行うものとする。

### (被表彰候補者の推薦)

第4条 被表彰候補者の推薦は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 共同募金委員会長の推薦
 

第2条第1号、第2号及び第3号イに該当するもののうち本会に係るもの以外のもの
- (2) 本会会長の推薦
 

第2条第1号、第2号及び第3号イに該当するもののうち本会に係るもの及び第3号アに係るもの
- 2 被表彰候補者の推薦に当たっては、次の各号の一に該当するものは除くものとする。
  - (1) 同一の功労で叙勲を受けた者
  - (2) 社会福祉関係で藍綬褒章又は黄綬褒章を受けた者
  - (3) 共同募金運動の功労者として、厚生労働大臣、中央共同募金会会長、山口県知事又は本会会長の表彰を受けた者

### (被表彰者の決定)

第5条 本会会長は、前条第1項の定めにより推薦された候補者のうちから被表彰者を決定する。

### (感謝の対象)

第6条 この規程による感謝（以下「感謝」という。）の対象は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 1万円以上5万円未満の寄付をした個人
- (2) 5万円以上の寄付をした個人
- (3) 3万円以上10万円未満の寄付をした団体
- (4) 10万円以上の寄付をした団体

(感謝の方法)

第7条 感謝は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 前条第1号及び第3号に該当するものは、当該共同募金委員会長が感謝状を贈呈することができる。
- (2) 前条第2号及び第4号に該当するものは、本会会長が山口県総合社会福祉大会において、感謝状及び記念品を贈呈する。

(死亡した者の顕彰)

第8条 この規程による顕彰（以下「顕彰」という。）を受ける者が顕彰前に死亡したときは、生前の日付で顕彰することができる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、本会会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年7月25日から施行する。

(規程の廃止)

2 共同募金運動特別協力者への感謝状等の贈呈に関する規程（昭和35年9月1日制定）は、廃止する。

(施行期日)

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月14日から施行する。